

平成 24 年 1 月 10 日

利 用 者 各 位

富岡市長 岡野 光利
(経済環境部商業課)

富岡市小口資金融資に係る利子補給制度のご案内

初春の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、下記のとおり利子補給を実施いたします。補給を受けるためには申請が必要となりますので、希望される方は下記及び裏面を参照の上、申請してください。なお、利子補給に該当する資金の申請書(A3 用紙)が同封されておりますのでご利用ください。

記

1. 受 付 期 限 平成 24 年 1 月 31 日 (火)
2. 受 付 場 所 富岡市役所商業課 (工業情報センター内 2 階) 郵送でも受け付けます。
〒370-2316 富岡市富岡 1344
3. 制 度 の 内 容 裏面のとおり
4. 必 要 書 類 裏面のとおり
5. 申請にあたっての注意事項
 - (1) 以下に該当する場合は、利子補給を受けることができません。
 - ① 平成 24 年 2 月 7 日現在、納期が到来した全ての市税が完納となっていない場合
 - ② 受付期間中に利子補給の申請を行わなかった場合
 - (2) 以下に該当する部分は、利子補給の対象となりません。
 - ① 現在、返済を延滞している資金
 - ② 返済を延滞したことにより生じた遅延利息
6. その他
 - ・ 申請書の記入方法は A3 用紙の裏面にありますので、ご参照ください。
 - ・ 利子補給金交付予定日は、平成 24 年 3 月中に発送予定の通知書でお知らせします。
 - ・ 富岡市役所ホームページに申請様式(PDF 形式)を掲載しましたのでご利用ください。
(トップページ「産業・まちづくり」→「商業課」「小口資金融資に係る利子補給制度」)

事務担当：商業課 黛・中澤 電話番号：0274-89-2120(直通)
--

【利子補給制度の種類と必要な書類】

制 度 名	緊急経済対策小口資金借入利子補給	設備近代化資金借入利子補給
対象となる資金	富岡市小口資金 平成 22 年 1 月 1 日以降に融資決定し、平成 23 年 12 月 31 日までに融資実行したもの	富岡市小口資金
対象となる部分	運転資金及び設備資金	設備資金として利用した部分
補給の対象となる利子	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日までに支払われた利子。ただし、利子の支払いが生じた月から据置期間も含めて 12 か月を限度とする。なお、利子補給の対象となっている融資を借換える場合、既往債務の借換えのための運転資金は、借換えにより完済した既往債務と通算して 12 か月を限度とする。	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日までに支払われた利子
補給率	平成 23 年 3 月 31 日以前実行分 年利 1.0% (※1) 平成 23 年 4 月 1 日以降実行分 年利 2.0% (※1)	年利 1.7% を超えた部分 (※1)
交付方法	口座振込	
必要な書類	①借入利子補給金交付申請書（様式第 2 号）	
	②資金償還に関する証明書（資金を借入した金融機関発行のもの）(※2)	
	③市税納付状況調査同意書（申請件数にかかわらず、申請者 1 人につき 1 通のみ提出）(※3)	
備考	緊急経済対策小口資金借入利子補給と設備近代化資金借入利子補給のいずれにも該当する資金は、重複する部分では緊急経済対策小口資金借入利子補給のみ実施する。	初めて利子補給申請を行う資金は、上記のほか、以下④～⑦が必要（※既に提出済みのものは除く） ④中小企業設備近代化計画書（様式第 1 号） ⑤領収証の写し ⑥設備のカラー写真 ⑦車検証の写し（車両購入の場合）

※1 1 円以下の端数は切り捨てとします。

※2 証明書は、該当資金を借入した金融機関へ発行を依頼してください。

※3 同意書は、平成 24 年 2 月 7 日現在、納期が到来したすべての市税を完納しているか調査するためのものです。なお、同意書に替えて、平成 24 年 2 月 7 日以降に市税務課が発行した「富岡市税完納証明書」（有料：300 円）の原本を提出することもできます。